

H18 改正概要



住民税

- ①均等割・所得割の非課税基準額の引き下げ
(18年度から)
- ②税率のフラット化
一律 10% (町 6% 道 4%)
- ③定率減税の廃止
- ④地震保険料控除の創設
最高 25,000 円
(19年度から)

固定資産税

- ①土地に係る負担調整措置の改正
前年度の課税標準額が今年度の評価額の 60% 未満 (住宅用地は 80% 未満) の負担水準である場合、評価額の 5% を前年の課税標準額に上乗せ (18年度から)

町たばこ税

- ①税率の引き上げ
本年 7月 1日から 1 箱につき 6 円 42 銭 (国・道の税金を合わせると 1 箱約 20 円) の増税

いざれにしましても、何らかの理由により、納税が困難な方については、税務課にお越しになり、納税相談されるようお勧めします。

住民税

住民税は 1 月 1 日現在の居住地で課税されます。この住民税は、所得割と均等割から成り立つており、ある一定以上の所得がある方にについて課税されます。なお、前年に退職されていても、住民税は前年の所得に対して課税されますのでご留意ください。

なお、昨年の税制改正、本

従来、夫に均等割が課税された場合、妻については課税されませんでしたが、ある一定以上の所得がある場合、妻に對しても均等割が課税 (17 年 2 千円、18 年度以降は 4 千円) されるようになりました。

また、昨年まで老年者控除 (65 歳以上の方、48 万円) という所得控除がありましたが、今年度からこの控除がなくなりましたということ、年齢 65 歳以上の方の非課税規定も段階的に廃止になりました。

国民健康保険税

今年度も大幅な税制改正はありませんでしたが、65 歳以上の方が受給されている年金収入に対する最低控除額が縮小 (140 万円 → 120 万円) されましたことに伴い、激変緩和措置として、2 割・5 割・7 割の減額を受けるための基準

本当に頭の痛い話ばかりです。本当に頭の痛い話ばかりです。さらに、所得割の算定についても従来の基礎控除 33 万円に、今年度は 13 万円、来年度は 7 万円プラスした形で所得は減額に該当するか否かを判定することになります。

さらに、所得割の算定についても従来の基礎控除 33 万円から、これまで 15 万円だった控除額に、今度は 13 万円、除 (所得割額の 15%、最高 4 万円) も縮小 (所得割額の 7 .5 %、最高 2 万円) され、来年度は廃止されます。

さらに平成 12 年度から実施されていました税額の定率控除 (所得割額の 15%、最高 4 万円) も縮小 (所得割額の 7 .5 %、最高 2 万円) され、来年度は 7 万円がプラスされた中で減額に該当するか否かを判定することになります。

さらに、所得割の算定についても従来の基礎控除 33 万円に、今年度は 13 万円、来年度は 7 万円プラスした形で所得は減額に該当するか否かを判定することになります。

固定資産税

固定資産税は、1 月 1 日現在で固定資産 (土地・家屋・償却資産) を所有している方に対して課税されます。

昨年とは状況が変わらないはずなのに税額が昨年より高くなつた方

これは、二つの要因が考えられます。土地の課税標準額が上がつたか、三年経過による新築住宅の軽減が受けられなくなつたかです。

土地の課税標準額が上がつたのは、「負担調整」といつてバブル期に土地の評価額が急騰したときに、これに合わせて土地の課税標準額も上げてしまったことです。

土地の課税標準額が上がつたのは、「負担調整」といつてバブル期に土地の評価額が急騰したときに、これに合わせて土地の課税標準額も上げてしまったことです。

これは、二つの要因が考えられます。普通、固定資産税は土地と家屋から課税されます。家屋の上に、家屋 (住宅) が建っていますと土地の分の税金は大変安くなっています。家屋を壊してしまって、この特例措置を受けることができなくなり、逆に税額が上がつてしまっています。